

## 幕末期の中津城下町商業

山  
本  
香  
代

はじめに

### 一 文化年間の城下町商業

(一) 文化初年の城下

(二) 酒商売について

① 門外とのかかわり

② 酒造株について

(三) 油商売について

(四) 門外町支配地域について

(五) 文化一揆と門外商業

(六) 魚商売について

(七) 小祝について

(八) 文化年間の城下町

### 二 文政・天保年間の城下町商業

- (一) 酒商売について
- (二) 醬油商売について
- (三) 油商売について
- 四 天保期の門外
- (五) 文政・天保年間の城下町
- 三 嘉永以後の城下町
- (一) 油商売について
- (二) 酒商売について
- (三) 醬油商売について
- (四) 城下商人
- 四 結びにかえて

### はじめに

『大分県地方史』一一〇号において「十八世紀の中津城下町商業」と題して奥平氏の中津入部後の城下町商業保護政策の展開を各種商業の動きを通じて追ってきたが、本稿では、それをうけて十九世紀の中津城下町商業の展開を追い、幕末期における城下町商業の位置を探っていくことにする。先稿（以下「拙稿」とする）とあわせて、奥平氏治下の中津城下町商業を通観したものであり、併読されることを希望する。

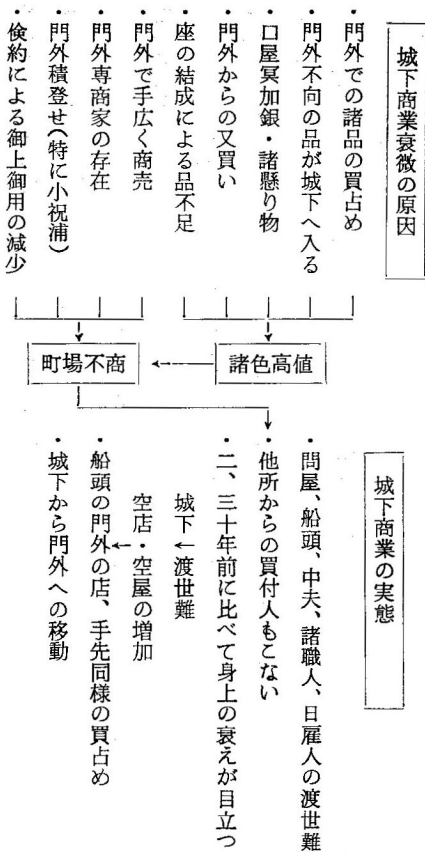
# 一 文化年間の城下町商業

## (一) 文化初年の城下

文化三年十一月に、城下各町ごとから「御門外店御差留」願書が提出され、町年寄がその内容をまとめ、改めて門外店差止めを提出している。<sup>(2)</sup> 各町からの願書と町年寄からのものとをまとめたものが表一であるが、この願書に登場する門外商店は、宮永・碓瀬・万田・高瀬・小犬丸・広津・和井田の各村で営まれている。

明和、安永期より在方での店商いがみられはじめ、安永三年に城下から門外商売の差止め願いが出されているが、効果はなかったようである。<sup>(4)</sup>

表一 御門外店差留願書の内容



門外商売店の分布で、安永三年時と文化三年を比較すると、小犬丸・広津・和井田という山国川左岸に新たな門外商売店が出現していることに注目しておきたい。おそらく、これは、小祝や小犬丸村利左工門の活動の影響ではなからうか。この結果文化三年時の門外商売店は、城下一里内で城下を取囲むように存在している。<sup>(6)</sup>

城下一里内における門外店商売の存在や表一にみられるような城下衰微の原因、実態から、その打開のために、城下からは①

唐物役所切手の廃止②口屋冥加銀の町家肩代わり③「在店」冥加銀の町家肩代わりの三点を申出て、「御門外一里内外商店御差止」を要求している。<sup>(7)</sup>

ここで、「一里内外商店差留」を要求しているのは、城下一里内外での商業活動が、城下町商業にとって最大の障害となっているからであろう。

城下一里内外の門外店商売の中でも小倉領小祝の存在が一段と大きくなっている。特に、門外から商品が城下を通して積寄せが行われているのではなく、門外から直接小祝へ商品が流れ、小祝から上方・瀬戸内・下関・小倉などへ積寄せが行われているという。<sup>(7)</sup> 領内であれば藩の対処の方法もあろうが、他領であるがため、二重の障害となっている。

「城下衰微」から抜け出るために、唐物役所切手の廃止を要求しているが、この切手は、城下商業保護の目的で使用されているものであるから、それを廃止することは、城下商業保護と矛盾することになる。しかし、切手や口屋冥加銀の存在が城下の諸品の不足を引き起こしていることからすれば、城下商人の要求も当然であろう。

城下商業保護策が、かえって門外商業の興隆、成長を促す結果となっているといえよう。

城下衰微を打破するため、各要求項目を並べてはいるが、それらを実現させるには、門外からの冥加の代納など、城下からの冥加銀を過分に上納することによってでしか、直接の解決方法を城下商人に見出せないようである。

〔註〕(1)、(2)、(7)、(8)「惣町大帳」文化三年十一月二日

(3)各村の位置は、拙稿の図二(二七ページ)を参照頂きたい。

(4)「惣町大帳」安永三年三月二九日

(5)拙稿図二(二七ページ)

(6)拙稿一七、二四ページ



## (二) 酒商売について

### ①門外とのかわり

文化三年九月、幕府から「諸国酒造人とも不及申、休株之者其外是迄渡世ニ不仕ものニても勝手次第酒造<sup>(1)</sup>」ということが示される。ところが、中津藩では、享保二年の奥平氏入部以来、酒造は「城下三里四方御停止」の規定があつた。<sup>(2)</sup>

文化三年においても、城下酒屋年番から「万一御門外近在江酒造家出来仕ゆ而、私共渡世方差支甚難洪仕ゆニ付、三里内は酒造存立ゆハ、御城下江罷出酒造仕ゆ様被仰付被下置ゆ<sup>(3)</sup>」という藩の規定を楯にとつた願書が出されている。これに対する藩の回答は、「在中江容易ニ酒造は不被仰付」であり、「酒屋とも安心いたし居ゆ<sup>(4)</sup>」ということであつた。

幕府の「勝手次第酒造」と、「三里内酒造禁止」という藩法が、矛盾としているという状況下で、文化三年十一月、小倉領に隣接している中村組酒造家に対して、「小細之事故町方差支とは相成間敷、右中村へ不致ゆハ、却而右近村之他領ニ参ゆ様可相成」という理由で藩は酒造を許可している。<sup>(5)</sup>

文化四年九月には、城下近郊の小犬丸、広津辺での濁酒商売に対し、城下酒屋年番からの差止め願いが出されている。<sup>(6)</sup>

さらに文化五年には、宮熊村保蔵から「作間為渡世、酒造しやうけ絞商売」願いが郡奉行に出され、酒屋年番の吟味に委ねられたのに対して三里内酒造禁止、城下酒の捌方減少などの理由で、差止め願いが城下酒屋から出されている。<sup>(8)</sup>

文化九年十月の下庄村実右衛門、文化十二年の大根川村源作、文化十一年正月の下敷田村岩田屋清左衛門などの酒造願いに対して、城下酒屋は、居村での酒造は差止め、城下へ移住しての酒造は許可してもよいという態度を示している。<sup>(10)</sup>

以下、門外酒造についてまとめてみる。

①文化年間、門外酒造については、碓瀬・小犬丸・広津・中村・宮熊・下庄・下敷田・大根川の各村が関係するが、城下近郊山国川左岸の場合は、三里内でありながら他領に近いということで許可されている。②門外濁酒商売が、城下酒造業を圧迫

している。③城下酒屋は、門外居村酒造には反対するが、城下へ移住しての酒造については、問題としない。むしろ後者を望んでいる。このことは、文化三年の公儀の触の影響と考えられる。門外酒造の全面禁止を訴えれば、幕府の方針に反することになるが、城下移住の上で許可するならば、直接反するわけでない。幕府の方針にたてつくことなく門外酒造を禁止していうとする動きが出てきている。

〔註〕(1)「御触書天保集成」

- (2)「市令録」諸商売之部享保二年七月
- (3)「惣町大帳」文化三年十月十九日
- (4)「市令書」酒造之部文化三年十月二十八日
- (5)「惣町大帳」文化三年十一月二八日
- (6)「惣町大帳」文化四年九月二七日
- (7)「惣町大帳」文化五年十一月
- (8)、(9)「惣町大帳」文化五年十二月三三日
- (10)「惣町大帳」文化九年十月、文化十二年、文化十一年正月

◎酒造株について

文化二年、城下酒屋江本屋柳右衛門の酒造株を門外加来村茂兵治が買受け、酒造を営んでいることに對する差止め願いが町年寄から出されている。<sup>(1)</sup>この件は、「三里内酒造禁止」の適用を受けたためであろうか、茂兵治の酒造は差止められている。<sup>(2)</sup>

文化十二年には、文化三年時に城下酒屋年番にあった宮津屋平助が、自分の酒造株を五年間大根川村源作へ貸与する旨を願出ている。<sup>(3)</sup>

宮津屋の件について、酒屋年番は、差止め願いを出してはいるが、文化十四年、宮津屋の再度の願書で、株貸与が許可されている。<sup>(5)</sup>

ところで、この「宮津屋平助」は、文化三年の史料には、「酒屋年番」として登場しているが、それ以後、同様の肩書が記されているのを現段階では見出しえない。

酒屋年番を勤めているということは、城下内において、それ相応の地位・経済力を持ち、城下商人の最上層部に属していると考えられる。

宮津屋が、株を貸与するということは、彼の経営が悪化していることが考えられる。その原因の一つとして、門外酒造による城下酒造への圧迫が考えられる。経営悪化は、宮津屋のみではないようで、文化八年から同十五年にかけて、城下酒屋から拝借願いが集中して出されている。<sup>(6)</sup>

十八世紀の段階では、門外商業の影響で、城下小商人・諸職人の渡世難による門外流出という現象がみられたが、文化年間後半には、城下上層商人の中にも、渡世難の者が出現してきている。<sup>(7)</sup>

〔註〕(1)、(2)『市令録』酒造之部文化二年七月

(3)「惣町大帳」文化三年九月十九日の口上書中にみられる。

(4)「惣町大帳」文化十二年五月

(5)「惣町大帳」文化十四年二月

(6)『市令録』酒造之部

(7)拙稿参照

### ③油商売について

文化年間の門外油木商売に対する城下からの差止め願書の中に、「近村之油紋ゆ者雇ゆ而、油紋ゆ<sup>(1)</sup>」これは加来村の油木に関してのものであるが、「西国筋所々ニて手作り手絞と名付、水車或ハ人力を以手広ニ相縁ゆもの共有<sup>(2)</sup>」<sup>(2)</sup>というように、他所にもみられることである。

単なる作間縁ぎではなく、「近村之油紋ゆ者雇ゆ」というように、小マニユ的な経営が加来村では行われている。ここに門外油木商売の成長がうかがえる。

次に、油ノ草の買占めについて述べる。

文化三年の町年寄の口上書<sup>(3)</sup>にみられるように、文化初年は「油ノ草、胡麻種、樺類、是又不残在店ニ買取町場へ入込不申<sup>(4)</sup>」状況であるが、文化九年の城下油屋年番の口上書によれば、門外で油ノ草が買占められ、ノ草の品等を無視し、全て上の価格で取引を行うため、ノ草の価格が上昇しており、その影響で城下油屋の軒数も二十軒から十四軒程にまで減少している<sup>(5)</sup>という状態である。

門外油ノ草の買占めに対して、同年十月、藩は、「在店ニ而買集ゆ義御差留ニ而是迄買調在之分ハ町店売払ゆ<sup>(6)</sup>」<sup>(6)</sup>を出す。しかし、翌年の油屋年番口上書によれば、この藩の処置は、一時しのぎであって、「当春ニ相成外店ノ者、ノ種取扱ニ而も不苦ゆ趣専ラ風聞伝承ゆ<sup>(8)</sup>」<sup>(8)</sup>という記述がみられる。

門外では、油ノ草の買占めだけではなく、積出しまで手がけており、城下油屋は、門外積出しが、「大坂表種子座」へ知れることを非常に心配している。<sup>(9)</sup>「前銀制」による支配を大坂問屋から受け、城下から大坂に向けて油ノ草積登せをしなければならぬのではあるが、城下油屋へ油ノ草が入ってこない以上、それが、思うようにできないのが実情であろう。

十八世紀では、買占められるとはいっても、城下へある程度の油ノ草が入ってきていたわけであるが、文化年間においては城下へ入ってくるのも危うくなり、門外が、城下商人を介することなく他所積みを行なっている。このことは、門外油木商売

の成長と、城下商人の門外に対する地位の低下、門外支配の弱化ということを示している。

門外油草積出しに対して藩は「是迄も調ゆ分御座ゆハ、町方へ差出ゆ<sup>(10)</sup>」という処置をとっており、門外での買占めの全面禁止ということはしていない。門外を全面否定することができないまでに、門外の藩経済における地位は向上してきていると思われる。

〔註〕(1)「惣町大帳」文化三年九月四日

(2)「御触書天保集成」諸商売之部寛政九年四月

(3)、(4)「惣町大帳」文化三年十一月二日

(5)「惣町大帳」文化九年十月十五日

(6)『市令録』諸商売之部文化九年十月二七日

(7)、(8)、(9)「惣町大帳」文化十年五月十九日

(10)「惣町大帳」文化十年五月二七日

#### 四 「門外町支配」地域について

門外商売について、これまで郡方支配に属する地域について取上げたが、ここでは、町方が支配している地域での門外商売について取上げる。

門外塩町支配碓瀬新町から玉子問屋御免願いが、文化二年に出される。<sup>(1)</sup>これに対し、同年十二月城下町年寄が、「玉子積出座被仰付、買所極申ゆハ、小店ニ而相調ゆも自然と下直ニ相成<sup>(2)</sup>」と述べながらも「玉子座ニ而程々下直ニ相成ゆ様ニ成行ゆハ、他所并近在玉子持出無数、却而不自由ニ可相成<sup>(3)</sup>」という理由で、玉子問屋御免に反対している。<sup>(4)</sup>

城下問屋は、「問屋之儀御城下人数も相究り存ゆ事故、右問屋と申名目御差留被下ゆ<sup>(5)</sup>」と主張している。そのため「玉子座」

として、郡方支配の碓瀬村に許可されている。<sup>(6)</sup>

この「玉子座」を許可したため、城下ではなく「門外町支配」出小屋から「出小屋方角自然与衰微仕、渡世難渋仕ゆ」という嘆書が出され、出小屋にも玉子座御免を要求している。<sup>(8)</sup>

在方との玉子取引では、玉子は勿論、茶、たばこ・紙などが付荷物として取引され、それらが当然玉子座のある碓瀬に集るため、出小屋は「不商」な状況に陥いる。<sup>(9)</sup>

出小屋は、島田口に隣接しており、城下東の在方や山国谷方面から陸路で城下へ入る入口に位置している。ここには、宝曆四年時に「商売店」が十九軒あり、<sup>(10)</sup>「門外町支配」の中でその数は、最も多い。

出小屋衰微の状況は、文化六年に「取<sup>ゆ</sup>商売体も無御座ゆニ付、酒造又は板場ニ而も御免被仰付ゆ様」というように出てきている。<sup>(11)</sup>

門外商売店でありながら出小屋が衰えてきたのは、城下門口に位置しているからではなからうか。門外商売店による諸品の買占め、領内・他領からの積寄せ商品の小祝流出という状況下にあるため、城下門口にある出小屋へ諸品が入ってこず、不商・衰微を招いたと考えられる。

城下内商人、門外町支配域商人、郡方支配域商人の性質を十分に把握していない段階ではあるが、おそらく、門外町支配域の商人は在方で油木、酒造を経営するものとは性質を異とし、商品流通過程の一隅に位置する中小商人で、城下商業と肩を並べうる程の力はなかったであろうと思われる。

〔註〕(1)「惣町大帳」文化二年十二月十一日。同様な願いが「惣町大帳」寛政十二年九月七日、塩町支配碓瀬新町碓屋民蔵、米屋清左衛門から出されている。

(2)(3)(4)「惣町大帳」文化二年十二月十一日

(5)、(6)「惣町大帳」文化三年正月十一日

(7)(8)(9)「惣町大帳」文化十年十一月十二日

(10)「惣町大帳」宝曆四年三月四日

(11)「惣町大帳」文化六年十二月

#### (四)文化一揆と門外商業

文化九年二月に起きた一揆後藩は、在中十一組に対して十カ条の触を出し、その中で「一里内作間様ぎ」を禁止している。<sup>(1)</sup>しかし、これはあくまでも「一里内作間様ぎ」であって、門外商業行為を全面的には否定していない。

城下町に対しては、以下のような処置を取っている。①文化十年から「近在巷里内店方之分不殘御停止」の旨を申渡し、<sup>(2)</sup>「万事商売方高利取不申ゆ様」<sup>(3)</sup>「店ニも高利と相聞ゆ義有之ゆ得は仕入改方も得与吟味重科申付ゆ」<sup>(4)</sup>を心得えさせている。<sup>(5)</sup>②「御川口冥加銀并四商売冥加銀其外諸冥加銀共以前之通」<sup>(6)</sup>「尤御川口冥加銀者唯今之通御免」<sup>(7)</sup>と、冥加銀についての規定を示している。

文化九年の一揆後藩は、門外商業の成長を意識的に止めようと試みてはいるが、この後も門外商業は、存在しており、効果はなかったようである。

〔註〕(1)「扇状遺聞」参考

(2)～(5)「惣町大帳」文化九年十月二五日

(6)、(7)「市令録」運上之部文化九年十一月

#### (六)魚商売について

十八世紀には、古魚町と城下内の他町との間での魚商売をめぐる争いが問題となっていたが、文化年間では、小祝との問題

が大きくなっている。

小祝問屋による城下あい物（塩魚）商売への介入がみられる。領内の門外や城下におけるあい物は、全て古魚町で独占的に取引きされていたが、小祝問屋と領内の者が取引きを行ったり、小祝の売子が城下町内であい物商売をしているために、城下古魚町の魚商売が「甚難渋ニ相成申ゆ而、自然と無商売同様之形ニ成行」という状態になっている。

あい物商売の外は、中津問屋が、魚の価格を下げるためということで姫島漁船をチャーターして漁をさせており、その漁船と沖合漁場で小祝漁船が、操業権をめぐる衝突している。<sup>(3)</sup>

小祝と姫島漁船の漁場操業権がどのように獲得され取決められていたか、現段階では不明である。

〔註〕(1)、(2)「惣町大帳」文化十五年十二月

(3)「惣町大帳」文化四年四月二日

### (七)小祝について

中津領内の各商売と何らかの形でかかわっている小祝について、文化初年と文化末年の二つの時期を取上げる。

文化三年の惣町からの嘆書には、小祝の活躍を「言語ニ絶し」と記されているが、古博多町の嘆書にみられる小祝の記述をまとめたものが表二一a、同様に豊後町のものが表二一b、町年寄のものが表二一c、以上を一つにしたものが表二一dである。<sup>(3)</sup>

表二一dから、①小祝の繁栄の度合い、成長は、船の石数に端的に表れている。このことから、小祝の繁栄は、積出し業にその基盤があるといえる。このことは、中津領内の門外の物資の集中、他所商人の出入、小祝からの大坂、瀬戸内、下関への積登せなどからもいえる。②延享年間以前は一漁村にすぎなかった小祝の成長は、門外商業の繁栄と相互に関連しているといふこと。門外での諸品買占めがなければ、小祝へ諸品は入ってこない。

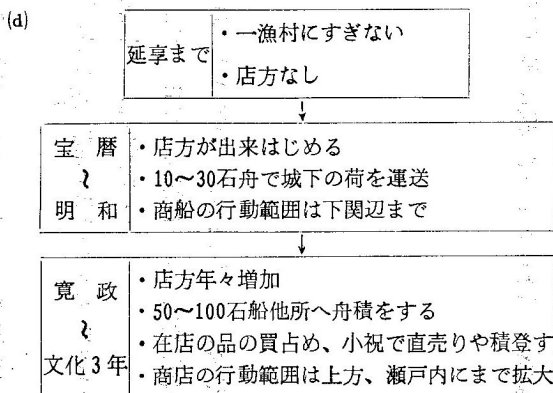


表2 小祝商業への城下町の対応

(a)	50年以前	・一漁村にすぎない
	(延享年間以前)	・店方なし
	20～30年前	・店方が出来はじめる
	(宝暦、明和年間)	・10石、20石の商船が数多く見られはじめる
	5～7年前	・店方・年々増加
	(寛政年間)	・日田・玖珠方面からの荷物の引受 ・小祝浦で大駄の買い物をすませることができる
	当 年	・油木が立つ…小祝において「前代未聞之義」
	(文化3年)	・城下の衰微と相反するほど繁栄

(b)	20～30年前	・20、30石舟が5、6艘で城下の荷の運送を行う
	(宝暦・明和年間)	・下関あたりまで積出し往來をする ・50石、70石、100石以上の舟を持つ
	近 年	・下値の品の買占め、小祝で直売り
		・買占めて置いて、他所へ舟積する

(c)	近 年	・在店で買占めた品物を上方、瀬戸内、 下関、小倉辺まで積登す
-----	-----	-----------------------------------



文化初年まで城下は、小祝に対して敵対意識を持っているが、文化末になると異なってくる。文化十二年藩は、「町中之者小祝浦へ立入申間敷ゆ」(5)、「御門外町支配之処、右浦之魚類売買為致間敷」という申渡しをする。(6)

ところが、これに対して「町家<sup>(7)</sup>の<sup>(7)</sup>子祝浦へ出入取引等多、別而船頭ニは莫太の正銀取引等御座ゆ処、一切罷越義御差留ニ而大ニ難渋相成ゆ」という嘆書が、城下から出される。<sup>(8)</sup>

小祝との取引が多く、それにより生計を立てている者がいるが、文化初年の頃までは、彼らのことがほとんど問題になつていない。

文化十五年には、「小祝浦船ニ而荷積、荷揚ともニ今日方御停止」という方針を示している。<sup>(9)</sup> 城下振興が目的であろうが、文化十二年の状況から判断すると、城下の中でこれにより打撃を受ける者がかなり存在すると考えられる。

文化年間後半から、藩は意識的に小祝との関係を断つて行く。これは、それまで小祝が、中津藩経済に大きな打撃を与え続けてきたためであるが、中津藩経済が、小祝に依存しなくても成立し得る状況へ向いつつあることの現われでもなからうか。

〔註〕(1) (4) 「惣町大帳」文化三年十一月二日

(5) (8) 「惣町大帳」文化十二年七月二十日

(9) (10) 「惣町大帳」文化十五年十二月二五日

### い 文化年間の城下

十八世紀後半に出現してきた門外店商売は、その繁栄が絶頂に達する。農民的商品市場の段階から一歩進んで、地域的拡大、それ自身の成長もあって、城下商業と肩を並べようとするところにまで経済成長を遂げる。

門外の一商業行為に対し、城下の業種を越えた惣町として、城下で生活を営む者の立場としての嘆願書が多くなってくる。城下全体が極度の困窮に陥っているということなのであろうか。

文化年間後半になると、門外商売店の中にもかげりが見え始める。町方支配門外が、郡方支配門外商業の影響で衰微

してくる。

十八世紀の門外商業は、城下商業を圧迫するといっても、城下商人は、一部の小商人を除き、城下内で商売を営み、それで渡世が可能であった。ところが、文化年間に入ると門外商業の諸品買占めにより、城下内が品不足に陥り、特に油屋はその影響を大きく受け、休業者まで出現している。酒造業でも、年番層の中から門外へ株を譲渡する者が出現するに至っている。城下の上層商人にも門外商業の影響が出てくるのが、この時期の特徴である。

他にこの時期の特徴として、小祝と門外商業の結びつき、特に、城下を通さない小祝と門外の流通ルートの登場、成長があげられる。

また、城下商人の門外商業差止め要求に加えて、門外から城下内の移住後、城下内での商売許可という要求がみられることもあげられる。

十八世紀から文化初年にかけて門外商業は発展を続けるが、文化一揆後藩は、門外商業に対する態度を硬化させ、城下商業を振興させようとはするが、藩経済が、藩政開始時の状態に戻り、藩や城下にとって望むべき方向へ展開し得るかということは、以後の状況をみる限り、そうではないようである。

## 二 文政、天保年間の城下町商業

### (一) 酒商売について

文政期の門外酒造は、「大ノ瀬地江御鷹場御出来之節、勤切ニ付<sup>(1)</sup>」というように、藩に対する功績の代償として許可されてくる。

文政三年、中村大庄屋泰蔵へ「御鷹場」の功績に対し藩が酒造を許可しようとするが、城下の反対により、文政九年まで取り沙汰され、「郡奉行并御代官郡方達書ニ古来ノ御城下三里内は酒造不相成御規定ニ有之由へ共、泰蔵義ハ例外之思召を以被

表3 (1)

天保8年酒過造分取場者名	
堤 又右衛門	
菊 波 嘉右衛門	○
恵 良 儀右衛門	○
安 部 市郎右衛門	○
大坂屋 岩 松	
橋本屋 七右衛門	○

表3 (2)

天保9年酒造過高者名	
堤 源 四 郎	○
菊 波 嘉右衛門	○
恵 良 儀右衛門	○
安 部 市郎右衛門	○
大坂屋 寛 平	
橋本屋 七右衛門	○

(注) 『市令録』酒造之部 天保8年2月、天保9年6月の記事より作成、○印は、天保～万延年間に「惣町大帳」の記事で、町年寄、酒屋年番として確認される者を示す。

過造処分を受けながら、一方では「城下不商」「商売手狭」といい、門外・城下での新規酒造家を認めようとしめない。自分達の特権を守ろうという反面、個人の立場になれば、過造も省みないという商人としての一面がうかがえる。城下酒造仲間を統制していく立場にある者が、藩の処分を受けるといふ一つの矛盾した姿を、露呈させている。

保八、九年度において酒の過造として処分をうけた者の一覧である。酒過醸造の者は、そのほとんどが年番を勤める家柄の者であり、いわば、城下における藩の商人支配体制の末端を担う立場の者ばかりである。

次に、天保年間の城下酒造について表を二つ掲げる。(三―)(一)これは天保八、九年度において酒の過造として処分をうけた者の一覧である。保八、九年度において酒の過造として処分をうけた者の一覧である。

仰付の様達書有之にへ共達通二は不被仰<sup>(3)</sup> というような解決をみている。文政十年には、辛嶋久兵衛の酒造御免願いを城下の反対で許可しない方向であったのが、文政十二年になると、久兵衛が「御内向江白鞘一腰、正金百両献上<sup>(5)</sup>」したことにより、門外ではないが、城下豊後町の「出店二而酒造」との許可を得ている。<sup>(6)</sup> 文政十二年二月の公儀からの触が関係しているからではなからうか。文政十二年以後、誰でも「酒造勝手」というわけにはいなくなつたため、藩に献上品等を差出すことよって営業許可を受ける者が出てくるようになったのであろう。<sup>(8)</sup> 天保年間には、天保十四年、同十五年と佐野村信平の酒造差止め願いが、城下から出されるが、藩は、城下の要求を容れていないようである。

〔註〕(1)、『市令録』酒造之部文政三年二月

(3) 『市令録』酒造之部文政九年十月

(4) 『市令録』酒造之部文政十年十二月

(5)、(6) 『市令録』酒造之部文政十二年十二月

(7) 『市令録』酒造之部文政十二年二月に次のように記されている。

一、諸国酒造之義、酒造人者勿論休株之ものニ而も勝手次第可致旨、文化三寅年相触所、右寅年ハ相始リ休株并渡世不致もの酒造義、  
追而及沙汰ハ迄無用可致ナ

(8) 『惣町大帳』天保十四年閏九月、天保十五年八月

## (二) 醤油商売について

城下醤油屋にとって商売の障害になるものに、他所醤油と門外醤油がある。

文政十一年、城下醤油屋は、冥加銀三百匁の上納ということを示し、他所醤油差止め願いを出している。<sup>(1)</sup> 同様な願いが、天保二年にも出されており、<sup>(2)</sup> 藩では「他所醤油入込ハ義御停止」ということを申渡している。<sup>(4)</sup>

十八世紀の段階では、藩の積極的な領内醤油の保護がみられたが、<sup>(5)</sup> 十九世紀には、城下商人の願いにより、他所醤油が禁止されている。後述するが、門外一里内の醤油商売差止め願いも出されている。

このようなことから、城下醤油屋の売捌き口が以前より減り、醤油が、城下醤油屋の手元にだぶついていると考えられる。城下醤油屋の売捌き口の減少を食止めるため、商売繁昌のため、他所醤油入込禁止を願い出たのであろう。

門外醤油商売については、文政十一年に「小祝浦ニ醤油出来仕付処、出来方も宜敷趣ニ而」と、<sup>(6)</sup> 小祝の活躍がみられる。領内の場合は、「醤油商売之義ハ御門外三里内ニ而不相成ハ御規定」となっている。<sup>(7)</sup> しかし、次の史料にみられるように、

門外三里内でも醤油商売が行われている。

一、(前略) 卯年和井田村半内与申者醬油商売相始ゆニ付、其節御差留被下置ゆ様御願可申上与奉存罷在ゆ(中略) 在店御差留ニ相成ゆ杯郡御筋へ御対談被成ゆ(中略) 追々は在店一統御差留被仰付ゆ義と安心仕罷在ゆ

一、(前略) 其後又々広津村弥右衛門、加米村彦ヶ所、臼木村久左衛門、諸田村庄屋儀衛門、碓瀬口屋利左衛門醬油商売追々相始めゆ趣風聞承知仕ゆ、(下略)

史料にあるように、在方の庄屋層が、醬油商売を手がけている。村役人層II豪農層の商品生産は、当然ありうることだが、これは「三里内御規定」に反するものにある。彼らの醬油商売は、特例として認められていたのであるか。それとも、完全な違法行為であろうか。現段階では、どちらであるか判断し難い。藩の郡方支配の末端を担う者が、門外商業の担い手であるということだけは、はっきりしている。

〔註〕(1)「惣町大帳」文政十一年十一月二五日

(2)~(4)『市令録』諸商売之部天保二年七月

(5)拙稿(二二ページ)

(6)「惣町大帳」文政十一年十一月二五日

(7)、(8)「惣町大帳」天保四年

### (三)油商売について

文政十二年には、これまで願出がなかった池永村で田淵元養が、油絞り商売を始め、それに対して城下油屋二名から差止め願書が出ている。<sup>(1)</sup>天保四年には、町支配門外碓瀬新町から「油木始度」の願いが出されるが、許可されていない。<sup>(2)</sup>

ところで、これまでの門外油木の動向については、城下商人が提出した嘆書等に見られるものを取上げてきたが、次の史料はこれまでとは違って門外から郡奉行へ宛て提出されたものである。

乍恐奉願上口上之覚

一、当村并ニ福嶋、大悟法刃段々櫛相仕立居ゆ者多有之、難渋之者は質物或は年分之内差支ゆ時分は、右櫛実之借用等仕度者も有之ゆ得共、近村櫛引受ゆ者無之ゆ得は、秋実櫛之節買入参ゆ哉、御城下刃持出シ売払ゆ外致方無御座、甚不勝手ニ付、私方ニ而蠟絞リ板場商売相始、櫛引受ゆハ、右小前之勝手宜、私方ニ而も聊商売之助ニも可相成趣申旨も有之ゆ、殊ニ村方近村も櫛多場所之義ニ付、買入方も最安ク年分仕入之心得ニ而、質物或は前貸ホニ而も小前之勝手宜敷様取斗ゆハ、双方弁利ニ商売之助ニも相成可申与奉存ゆニ付、何卒思召ヲ以右板場商売被仰付被下置ゆ様奉願上ゆ、依之乍恐御願書御差上申ゆ、已上

亥正月 願主加来村

加来甚兵衛

年寄顯平

同断伝左衛門

同断福左衛門

同断吉兵衛

同断勘兵衛

加来彦兵衛

右之通願出ゆ処、是迄当御領分江は、在中ニ右商売仕旨無御座ゆ処、小倉御領始、嶋原御領、御料所等も櫛多場所口依之右商売仕ゆ旨有之、双方弁利宜敷方ニ御座ゆニ付、願之通被仰付被下置ゆ様仕度加印仕差上申ゆ、已上

拜田惣太夫

今津小十郎

(「惣町大帳」天保十年三月二〇日)

「小前之勝手宜」と「聊商売之助ニも可相成」ということで、板場商売を願出ている。この史料から以下のが考えられる。

① 草は、そのまま積出されたり、居村で絞られていたようだが、櫛は、城下近郊へ出されたり、村外からの買付人の手へ渡っている。城下近郊、買付人ということで、板場商売は、城下商人の手中にまだ委ねられていると考える。これは、櫛を蠟に加工する技術が、油絞りよりも高度なものを要求されるということからもいえよう。

② 「質物」「前貸」という二点で「小前勝手宜敷」であるということから、櫛で生計を維持しているといえる。また、豪農層による貧農層の経済支配、つまり、豪農層の商業資本化ということもいえる。

他の門外板場商売として、牛ノ首彦十郎の願書が出されるが、板場三里内禁止を根拠にする城下の反対にあう。<sup>(3)</sup>

文化年間までの城下油屋の嘆書の内容は、油絞り草の門外取引、買占めの禁止が主であったが、文政・天保期では、その内容が、門外板場商売の禁止へと変化してきている。しかし、天保一〇年に、酒造・酢・醬油造込などとともに、菜種の門外商売が禁止されていることからすれば、門外での菜種取引が下火になっているとはいえない。

油絞り草の取引に続いて、板場商売にまで門外営業が進出しているのであるから、油絞り草で城下油屋が危機に瀕したのと同様な事態が板場商売においても当然起こりうると考えられる。そのため、城下油屋の手中にある板場商売への門外介入に対するの反対嘆願書が集中すると考える。

ところで、板場商売願いが、城下より一里以遠の加来、牛ノ首から出されている原因には、その地域での櫛の収穫量や他地域からの櫛の入込み上都合の良い位置にあるということなどが考えられる。

城下一里内からの板場願いが少ないということの比較から、菜種と櫛の商品的価値、流通経路、加工技術の難度等にも考え



を及ぼすことが必要である。

〔註〕(1)「惣町大帳」文政十二年九月十一日

(2)「惣町大帳」天保四年十一月十日

(3)「惣町大帳」天保十五年九月十七日

(4)「惣町大帳」天保十四年十一月十日

#### 四天保期の門外

天保八年十二月、碓瀬、出小屋などの門外町支配地域に対して「株数ニ不抱、壹里内差免ゆ商売者勝手次第、右ニ而難洪之ものハ市中江引越可申」という触が出される。<sup>(1)</sup><sup>(2)</sup>

門外町支配域では、城下同様の商売は禁止であり、株による規制を受けていたことがわかる。

ところで、右の史料に「難洪之もの」という記述があるが、門外町支配域の生活について、碓瀬新町、碓瀬出町からの嘆書を次に掲げる。

乍恐奉願上口上之覚

一、私共義先年、塩町支配碓瀬新町へ住居仕、是迄諸商売御城下並ニ仕来ゆ、聊之利殖ヲ以家内取続罷在ゆ処、去ル亥年、<sup>(天保八)</sup>

外店御停止被仰付、尤其内小々御免之<sup>(品カ)</sup>被仰付難有奉存ゆ、御法相守り三、四年相立ゆ得共、何品ニよらず商売致ゆ而も

渡世出来兼、右様ニ相成ゆ而は町内少<sup>□</sup>家数之内、借家へ居ゆ者渡世取続等出来不申ゆ而、他所へ参ゆ者も在之ゆ得共、

私共御恩恩并ニ先祖方譲り家屋敷打捨、他所へ参ゆ義も恐多奉存ゆ間、借用致又ハ質物ホニ置ゆ而是迄家内取続仕ゆ得

共、銀主へ返済銀ニ食込ニ相成無抛銀主へ無沙汰仕ゆ、尤農業仕ゆ而は持<sup>□</sup>等も無御座、其上不手馴事故一日送ゆ而難洪

ニ落入、私共も空屋同様ニ相成ゆ間、何卒御隣察之御思召ヲ以已前通商売御免被仰付被下置ゆハ、難有奉存ゆ、尚又御冥

加銀諸懸り物等出精仕上納仕度奉存ひ（下略）

卯三月

（後略）

（「惣町大帳」天保十四年三月十六日）

門外町支配の生活基盤が、城下同様の諸商売にあることがわかる。また、文化期の城下同様、他所への人口流出現象が生じている。門外町支配域でも商人層の分解がうかがえる。

この門外の嘆書に対し、天保十五年四月、門外町支配出小屋、磯瀬に「外店御停止」にはかわりないが、「以前之通勝手次第」を申渡している。<sup>5)</sup>

同時に在方へ次の触を出している。

拾老組

（天保十一）

一、百姓共商売致ひ間自然ニ農業ニ怠ひニ付、去ル西年免札之外、店方停止申触置ひ処、市中江罷出用弁致ひ而は人聊之費有之、難渋之趣相聞ひ間、向後為作間稼商売願出ひ得ハ、取調ひ得而差支之筋も無之ひハ、三ヶ所宛追々申付ひ、尚又酒造紛筋願売買は不相成旨、決而心得違無之様可致ひ、右之通申渡ひ上は、諸商売一統相弛ひ様心得ひ而ハ相違之事ニひ、全は小前難渋之趣相聞而深キ御趣意も有之、別紙村々ニ限り申渡ひ事ニひ得共、万一不正之商売致ひ者有之ニおいてハ、諸品取揚、急度申付ひ間、兼而其旨相心得小前老人も不洩様可申触ひ也

辰三月

（「惣町大帳」天保十五年四月十日）

史料中の「別紙村々」というのは、磯瀬組、今津組、中村組の村で、天保五年の「豊前国中津領村名附覚」では、表四の村々である。

表4 碓瀬、今津、中村組の村名

碓瀬組 (20)	碓瀬、東濱、大新田、大塚、中殿、藍原、 萱津、万田、一松、嶋田、牛神、湯屋、 高瀬、金谷、上宮永、下宮永、上池永、 下池永、宮夫、角木
今津組 (22)	全徳、永添、福嶋、北原、上伊藤田、 下伊藤田、中原、是則、田尻、諸田、犬丸、 今津、大悟法、介部、赤迫、定留、合馬、 加来、鍋嶋、野依、上植野、下植野、
中村組 (21)	大瀬、直江、別府、土佐井、宇野、上垂 水、下垂水、上唐原、下唐原、幸子、 原井、百留、廣津、今吉、楡生、鈴熊、 吉岡、八並、中、土屋、小犬丸

『中津藩歴史と風土』第一輯  
天保5(1834)「豊前国中津領村名附覚」より

作間稼商売を在方十一組全てに許可しているのではないし、諸商売の規制を緩めてはいないということが強調されている。

碓瀬など三組に許可された作間稼商売とは、「農具鍛次」、「竹木」、「肥シ」、「青染」の四品目で、「株所持者」が願出、「取調之上」許可されることとなる。<sup>(6)</sup>

許 品目中の青染について、次の願書が出され、許可されている。<sup>(7)</sup>

作 恐

一、私義先年碓瀬村へ住居仕同所ニ而親代々数年青染商売渡世仕来処、去ル子ノ年々在店御停止被仰付ハニ付、其後市中へ引移右商売仕罷在ハ処、當時は同商売之者多く御座ハ而ハ渡世出来兼ハニ付、此節碓瀬村へ出店仕青染商売仕度奉存ハ(下略)

辰七月 願主古博多町 高松屋吉助

町年寄 組頭 市左衛門

安部市郎右衛門殿

(「惣町大帳」天保十五年七月二十七日)

天保十一年の「在店御停止」により、城下へ移住し、青染商売を営んでいたが、同業者が多いということで、碓瀬村へ出店を願出ている。これまで、城下商人が門外商売者の城下移住を要請していたが、この高松屋はその一例であろう。城下への移

住の数は、はっきりと認められないが、城下人口指数では、文政七年、七六・二、嘉永三年が七九・一で、二六年間で城下人口が増加しつつある。

文化年間は、城下の小商人層が門外へ移住していたが、天保期には、逆に門外から城下への動きが生じている。しかし、完全に城下に定着し、城下内で商売をするのではない。門外で商売を行うのである。

城下では依然として生活できる者とそうでない者が存在し、門外商業に圧迫され、城下が衰微しても、なおその中で生き抜くだけの力を持つ町年寄・年番等の役方を勤める問屋層を前にしては、門外小商人は、何の力も発揮できない。

〔註〕(1)、(2)『市令録』御触之部天保八年十二月

(3) (5)『惣町大帳』天保十五年四月十日

(6)『惣町大帳』天保十四年四月十日

(7)『惣町大帳』天保十五年七月二十七日

(8)篠藤光行「藩政改革の研究」(『経済学研究』二二―二二)の表三

#### (四) 文政、天保年間の城下町

この時期には、文化年間にみられた門外商業、特に門外店商売・小祝に対する城下惣町の結束がみられない。これは、門外店商売等の存在を認めた上に、城下商業が成立していることであるのか。それとも、城下商人が、門外店商売を取るに足らぬ存在としてとらえるようになってきているのか。文化九年の一揆後の「一里内作間様禁止」の効果であろうか。

しかし、天保年間に何度も門外店商売禁止の触が出ていることからすれば、依然として門外店商売が存在していることになる。その城下への影響は、天保十五年の三組への作間様ぎの許可からすれば、文化期より小さい。

文化年間の門外店商売とは、その様相が異なっているといえることはいえよう。城下も文化期に比べ、落着き、その繁栄を取

戻しつつあるのではなからうか。

しかし、城下油屋商売にとっては、新たに門外板場の障害が生じている。

### 三 嘉永以後の城下町

#### (一) 油商売について

嘉永年間に入り「近年御他領商売仕ゆ者御座ゆ付、市中榷実出方無数ニ相成、自然与板場商売之者手狭ニ相成」という状況が、城下に生じてくる。このような状況を考慮し、藩は「御他領江榷実抜ケ不申ゆ様御組立御仕法」<sup>(2)</sup>として、「三里之外御領分榷実御上様ニ而買集之御場所西方角江一ヶ所御立被遊、榷実御積出ニ相成」ということを嘉永五年に計画する。<sup>(4)</sup>

この計画に城下板場は、在方に板場をつくらないこと、榷買集所の「榷買集メ懸り」を城下板場に委ねることの二点を組込むことを藩に要求する。<sup>(5)</sup>町年寄は、さらに買集所を城下内に設置することを加えるよう申出る。<sup>(6)</sup>町年寄の追加要求は、三里外に買集所が設置された場合、城下への人出の減少、城下への榷入込み量の減少、藩・城下板場・他領の者の三者の榷実競買いによる価格高騰という三つの現象が起こりうるということを理由として出されている。<sup>(7)</sup>

その後、藩が買集所設立に向けて動き始めたところ、領内産の種子高について、唐物役所と穀座で確認されている数値に違いがあることが発覚する。<sup>(8)</sup>

そのためか、領内種子買集めをしている者に対し、唐物役所が腰札百枚を発行し、買集人を改め、掌握しようとする動きがみられる。<sup>(9)</sup>

一方、城下からは、在方油木、種子買占めに対する差止め願書が多く出される。<sup>(10)</sup>

以上のような経過の後、六年後の安政五年二月榷買集所が、城下に一ヶ所、在方に二ヶ所設置される。<sup>(11)</sup>城下板場の要求に反し、在方買集所懸りは、城下板場から採用されず、城下買集所で取扱う榷実は、碓瀬、今津、中村、深水、金谷の五組七九カ

村で産する半高止りとされている。<sup>12)</sup>

安政五年二月で、以上のように買集所の設置に関する件は一段落する。

しかし、嘉永五年の買集所計画時に城下板場が懸念していた事態が万延元年に至って生じてくる。

(前略)

一、(前略) 此節近在ニ而身元宜敷者共江数軒油板場御免被仰付、別而手広ニ卸売小売ホ迄仕、ノ種子之義は近村は不及申御城下仲買之者迄手回し致買入ハ儀ニ而、私共一統ノ種買出し不申(下略)

一、(前略) 都而四商売之義は、近在は素ノ御門外町支配の内ニ而、右商売相始度段願出ハ向茂一切不被仰付ハ御法ニ御座ハ共、格別趣意御座ハ義ニ而、願書御取上ニ相成様ニも罷成ハ節は、私共仲真江右様願出ハニ付、被仰付ハ而も差支ニハ不相成ハ哉之段可応御掛被下置来処、此節は無其義、近在之者迄右商売御免被仰付ハ(下略)

一、(前略) 近在之者共江、容易ニ右商売御免被仰付被下置ハ而は、是迄四商売与被仰付来居ハ廉目相立不申、其上私共一統之商売ヲ被押上、立行方無御座ハニ付、在中ニ而四商売之内、油板場堅御差留被下置ハ様ニ偏ニ奉願上ハ(後略)

(「惣町大帳」万延元年五月二日)

これは、城下総油屋、各町組頭から提出されたものである。

近在の「身元宜敷者共」へ藩が城下への打診もせず四商売を許可している。板場御免の者は、油ノ草を入手するため城下仲買人までに「手廻し」をしている。城下商人が在方に「手廻し」する本来の姿とは、逆転している。

樫実買集所懸りに城下商人を採用していないことと四商売御免ということから、藩は、城下商人の商人としての力量を軽視しているのではなからうか。さらに、城下商人を保護するに値しないとらえているのではないか。従来方式である城下、門外、三里内外等を区別するというものでは、既に藩経済が成立し得ない状況下に至っているのではなからうか。

ところで、前述のような事態に陥るまでの城下油屋内の様子を嘉永期まで遡ってみる。

嘉永七年五月、城下油屋年番からの申出で、「油商売相始油木相建ゆ向御願書組頭印形之上、油屋年番加判仕、年番願書差出ゆ<sup>13)</sup>」ということが許可され、今後油商売を始める者を制限して行こうとする動きが出てくる。<sup>14)</sup>

既存の油屋内部では、安政三年九月桜町久八の油絞商売に対し「仲間一統諸相談等も相洩、其上聊等も一切出札不仕、甚以法外申募ゆ儀等多<sup>15)</sup>」という理由で差止めを要求している。このように油屋仲間の統制を乱す者もいる。<sup>16)</sup>

既存の城下油屋内部の問題として、他に「身元寄手狭之者<sup>17)</sup>」がある。「身元寄手狭之者」に対する拝借願いが、嘉永七年四月油板場商売仲間から出される。<sup>18)</sup>その理由として「身元宜敷向者は迄之振合る莫太之買入仕ゆ而も差支者も御座ゆ(中略)身元寄手狭之者(中略)仕入方差泥<sup>19)</sup>」<sup>19)</sup>ということを挙げている。

拝借は、五、六月中に願っており、切迫した状況を呈している。<sup>20)</sup>

この段階では「余り自由斗り之願書度々差出ゆ故<sup>21)</sup>」<sup>21)</sup>ということで、拝借願いは却下されているが、五月十五日に「当年は格別<sup>23)</sup>」で「買込高ニ応し<sup>24)</sup>」<sup>24)</sup>ての拝借を認めている。<sup>25)</sup>

城下油屋内部に階層分解が生じている。新規油屋の制限、既存油屋の排除の原因は、ここにあるのではなからうか。

〔註〕(1)～(7)「惣町大帳」嘉永五年十月朔日

(8)「惣町大帳」嘉永七年四月二〇日「種子出積り書」による。

(9)「惣町大帳」嘉永七年四月二〇日

(10)「惣町大帳」嘉永七月三月四日、同年四月十一日、安政五年正月二二日付の記事中にその旨が述べられている

(11)、(12)「惣町大帳」安政五年二月

(13)「惣町大帳」嘉永七年五月二日

(14)「惣町大帳」嘉永七年五月十二日

(15)、(16)「惣町大帳」安政三年九月二三日

(17)~(22)「惣町大帳」嘉永七年四月二十七日

(23)(24)(25)「惣町大帳」嘉永七年五月十五日

## (二)酒商売について

嘉永七年、城下酒屋年番の口上書に「是迄数年得意ニ相成居ゆ売先等も相止ゆ（中略）間合等仕見ゆ所御城下より三里内ニ内々隠し造り等仕ゆ者御座ゆ<sup>(1)</sup>」という一節がみられる。

酒の「隠し造り」という違法者の他に、「濁酒仕ゆ者餘分御座ゆ而内分ニは清酒等ニも仕売出し申ゆ<sup>(2)</sup>」「積籠絞り仕度願面ニ而内実は酒造仕<sup>(3)</sup>」という違反者が、城下酒造家に影響を与えている。

城下から違法、違反の摘発された者は、大根川村伝平、<sup>(4)</sup>原井村庄屋庄七、<sup>(5)</sup>佐知村善十郎、<sup>(6)</sup>佐野村信平、<sup>(7)</sup>今津小十郎<sup>(8)</sup>などがある。この中の原井村庄屋庄七と佐野村信平の一件の経過について、「惣町大帳」の記事をまとめたものが、表五、表六である。

表六では、酒造株を有していれば 三里内でも藩は差止めていない。

ところが、表五の場合、一度は三里内・無株で藩が差止め行動には出ているが、その後、依然として無株のまま営業を続けている。それに対する城下からの差止め要求に、藩は、沙汰を与えず、庄七の営業を黙認している。

この庄七は、庄屋という村役人でありながら違法行為を続け、安政五年には、名目を偽って実際に「酒」を売っている。村役人層の違反としては、前記の今津小十郎の「積籠絞り<sup>(9)</sup>」で酒造という例がある。

同時期の城下酒造家内部事情についての表七を示す、表七は、嘉永年間の酒造株譲渡をまとめたものである。天保十四年に、酒造鑑札が、酒造家に渡されているため、<sup>(10)</sup>特記していない者は、鑑札譲渡の形をとっている。

表中に挙げられている者に、年番格が多いことに気づく。<sup>(11)</sup>特に室屋安之丞のように、他の商売を兼ねている者へ株が譲渡されている。酒造商売家の中でも上位を占める者の間での株の譲渡から、城下商人上層部において、階層分解が進行しているの



表5 原井村庄七の酒造に関する経過

	原井村 庄屋庄七	城下酒造商売家	藩
嘉永 7年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無株、三里内で酒隠造</li> <li>・唐物役所の差押えを受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三里内で無株の酒造禁止を要求</li> <li>・三里内で無株の者の酒を差押え</li> <li>・城下酒屋への払い下げを要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原井村庄七、佐知村善十郎の酒を差押える</li> </ul>
安政 2年3月 " 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無株、三里内で酒造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原井村庄七に対する差止め願いを出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両日とも沙汰なし</li> </ul>
安政 3年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無株、三里内で酒造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原井村庄七に対する差止め願いを出す</li> <li>・無株の者は休株を借り受け城下内へ引移っての営業を要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沙汰なし</li> </ul>
安政 4年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無株、三里内で酒造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原井村庄七に対する差止め願いを出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沙汰なし</li> </ul>
安政 5年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無株、三里内で酒造</li> <li>・蔵を建増など手広に営業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無株、三里内酒造を認めると他領にも同様の事が起きる</li> <li>・無株、三里内の酒造禁止を要求</li> </ul>	
安政 5年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粕摺名目で酒売出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差止めを要求</li> </ul>	

(註) 「惣町大帳」嘉永7年4月4日の条、安政3年9月22日の条、安政5年3月(日付不明)の条及び『市令録』酒造之部、安政5年8月の条の記事より作成

表6 佐野村信平酒造に関する経過

	佐野村信平	城下酒造商売	藩
天保14年 閏9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居村で酒造をはじめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歎書を出す</li> </ul>	
天保 15年12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・差止め願いを出す</li> </ul>	
弘化2年 4月26日			<ul style="list-style-type: none"> <li>・無株を理由に信平酒造を差止める</li> </ul>
安政 3年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依然居村で酒造株を所持して酒造をしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差し止め願いを出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒造株を所持しているということで差止めない</li> </ul>
安政 3年11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三里内禁止規定にあてはまるという理由を強く表面に出し差止め願いを出す</li> </ul>	

(註) 「惣町大帳」安政3年9月14日の条、同年11月2日の条の記事  
『市令録』酒造之部、天保14年閏9日の条、天保15年12月の条の記事より作成

表7 嘉永年間の城下町酒造株の移動

	譲り主	譲り受者	備考
嘉永元年5月	橋本屋七右衛門名儀	舟町 葉野屋卯平	譲受
	堤源蔵所有		
嘉永4年5月	大西藤蔵	諸町 室屋安之丞	10年限貸渡
〃 10月	加来長平	播磨屋 善助	貸渡
嘉永6年8月	姫路屋又蔵	新屋 藤吉	酒造株で譲渡
〃 11月	新屋藤吉	堤源蔵	〃

(注) 『市令録』酒造之部より作成

ではないかと考えられる。

このような状況にある城下酒造商売から、万延元年正月に次のような口上書が出される。

(前略)

一、町在濁酒井ニ下リ酒他所酒餘分入込、御城下ニ而酒造渡世仕ゆ者難渋至極仕ゆニ付、兼而御停止被仰出御座ゆ通、御嚴重御差留被仰付被下置ゆ様、此段十一月御願申上ゆ処、今以御沙汰ニ相成不申、(中略)酒造株所持仕居ゆ而御冥加銀等も相納、表立酒造商売仕ゆ所詮無(中略)其上古来方御城下入込御停止之品、右様無支御城下へ持込ゆ義御取暖無御座ゆニ而は西辺御他領之酒造家者年々弥増手広ニ相成ゆ義ニ付、(中略)私共一統は取統等も出来不仕ゆ様罷成、甚以歎敷奉存ゆ(後略)

(「惣町大帳」万延元年正月二日)

冥加銀を上納し酒造株を持っている城下酒造商売家の立場が、領内町在を問わず濁酒商売、他所酒、他領の営業を藩が黙認することから、危機的になっている。酒屋と同様に、藩が、城下酒造家を軽視しているような態度である。

<sup>(13)</sup> 万延元年九月には、酒屋と同じく新規酒造、株譲渡に「年番加判」制を導入する動きが出てくる。

城下酒造家は、藩の硬化的な態度にもかかわらず、城下酒造家として生き残るため新規酒造の制限を試みてはいるが、結局藩の保護を受けざるえないのである。

〔註〕(1)「惣町大帳」嘉永七年四月四日

(2) 「惣町大帳」安政六年十一月二九日

(3) 『市令録』酒造之部安政五年十一月十二日

(4)(5)(6) 「惣町大帳」嘉永七年四月四日、大根川村伝平の件は、弘化三年時のものである。

(7) 『市令録』酒造之部天保十四年閏九月に初めて登場。以下表6を参照

(8) 『市令録』酒造之部安政五年十一月十二日。今津小十郎は、文政年間以後、今津組大庄屋を勤めている。

( ) 「中津藩・歴史と風土」第一輯、第2表より)

(9) 『市令録』酒造之部安政五年十一月十二日

(10) 『市令録』酒造之部天保十四年七月

(11) 表三参照

(12) 室屋は、元來醬油屋であり、当時、板場も営んでいる。次項を参照

(13) 『市令録』酒造之部万延元年九月

### (三) 醬油商売について

油、酒の二商売と同様に、「醬油商売相始ゆ者は、年番加印ニ而願出ゆ様、醬油屋方仍願被仰付ゆ」ということで、醬油にも嘉永七年より「年番加印」制が取入れられる。

さらに、安政二年二月に「醬油造之者無願ニ而造来りゆ処、以来醬油年番加判ニ而願出ゆ」というように、既存の醬油屋の再統制の動きがある。

醬油鑑札は、在方の「田尻村新三郎」「大新田村定平」の「醬油商売御免」に対する城下醬油年番からの反対、安政六年の「豊後町鶴田屋七兵衛醬油商売相始ゆ節、鑑札一件ニ付、醬油屋中々不念書差出」や万延元年二月、鶴田屋へ「醬油鑑札相渡」ということなどから、城下内のみで通用したと考えられる。「年番加判」制も城下内でのみ効果があると思われる。

ところで、油、酒造、醬油の各「年番加判」について、新規者の制限というところえ方の他に、城下町における商業統制の権限や商売御免の第一段階の検問的役割を年番層に、藩が改めて与えたというところえ方が考えられる。

〔註〕(1)『市令録』諸商売之部嘉永七年十一月

表8 安政年間の城下醬油屋

年	番	太室	田堤	利屋	惣安	治丞
古	魚	堤	留	源	兵衛	●
○	新	太	能	利	七	兵衛
○	塩	恵	後	源	之	助
○	京	大	坂	太	四	郎
○	諸	万	屋	安	右	丞
○	新	黒	屋	嘉	十	門
○	船	油	屋	十	善	之
○	塩	松	屋	久	藤	右
○	堀	米	屋	兵	善	右
○	桜	嶋	住	野	善	右
		野	野	屋	門	助

(15名)

(註) 安政2年6月4日の条の「醬油鑑札の一件」についての記事より作成、15名に鑑札が渡されている。  
 ○…油板場商売を兼ねているもの  
 ●…酒造商売を兼ねているもの  
 (但、表7との比較において)

- (2)『市令録』諸商売之部安政二年二月  
 (3)「惣町大帳」安政五年正月二三日  
 (4)『市令録』諸商売之部安政六年十月二九日  
 (5)『市令録』諸商売之部万延元年二月十一日

四城下商人

表八及び表九は、同時代の城下醬油屋と油板場商売家の名前を掲げたものである。

両表から、醬油屋と油屋の兼業が五名、酒屋との兼業が二名、三商売を兼ねている者が一名あることがわかる。

表中の太田利惣治は、嘉永七年の段階では板場、油屋の両年番を兼任し、表八から、安政二年時には、醬油屋年番を勤めている。

また、諸町室屋安之丞は、<sup>(1)</sup>醬油屋、油屋、酒屋を兼業し、太田利惣治同様安政六年に

表9 安政年間の油板場商売

福	寿	屋	久	平
浜	田	屋	惣	助
佐	中	屋	庄	助
松	野	屋	右	門
藤	野	屋	彦	門
丸	嶋	屋	嘉	門
中	室	屋	安	衛
室	玉	屋	安	丞
			藤	郎
			善	郎
			嘉	十
			九	門
			右	衛
			林	衛
			七	衛
			利	治

(15名)

(註) 嘉永7年(安政元)4月27日の条の「拜借願」に名前を連ねている者を示す。

は、板場年番の役にあり、嘉永七年には、油屋年番として登場している。

以上のこと及び、既述の「年番加判」制等から、城下商業が、ごく一部の城下商人の手に握られ、集積されているということがいえよう。在方における農民層の二極分解において、大豪農が出現するに至ったのと同様の現象が、城下において生じている。

藩の城下商業保護の減少、城下商人の相対的地位の低下を既に述べたが、城下商人の最上層部は、依然として、力を持っていたようである。

〔註〕(1)「市令録」は、この「室屋」菊池家に伝わり保存されていた。現在は、中津市立図書館に所蔵されている。室屋は、現在も中津市諸町において醬油屋を営んでいる。

#### 四 結びにかえて

城下商人の地位は、在方の発展により、相対的に低下してきたことは述べてきたが、幕末の城下町の地位、立場について、次の史料を掲げる。

御城下半里壱里ヲ隔、他領入会之場所も有之ゆ<sup>(1)</sup>得は、一國領之賑合ニ無御座、外店廠敷被御停止成ゆ<sup>(2)</sup>而ハ、他領利潤相成御領分弥増衰微致事ニ有之ゆ、殊更敷田村は、御城下<sup>(3)</sup>六三里程も相隔りゆ村柄、乙女、又ハ長須、中須賀相隣ゆ場所ニ有之ゆ得は、諸商売致ゆ者無之ゆは、他之利潤ニ相成ゆ事故、右ニ而売方相願ゆ者無之ゆ而も押立被仰付処程之事ニ有之ゆ、依而此節敷田村右商売方願之上可被仰付ゆニ付、町家之者難洪願出ゆ義は尤之事ニも有之御座ゆ得共、御領境へ他之商売方ニ対ゆ者無之ゆ而は、弥々御領中相衰ゆ義ニ有之ゆ得ハ、敷田村は勿論、其外辺也も願有之ゆハ、願之通被仰付ゆ間、其段町家之者へ得与可申論旨、御年番衆被仰渡ゆ

五月<sup>(6)</sup>

(後略)

「外店御停止」の方針を維持すれば、「御領分弥増衰微」に拍車をかけていくようである。

城下町商業保護のみを考えていただけでは、藩経済・藩財政を維持して行けない状況下にある。

権会所の設置、他領境付近への積極的な商売許可などから、藩の経済政策が、城下町中心であった初期段階から、領内全域に目を向け、改めて、門外在方商業を組み込んで行く段階へ移行し、城下町の藩経済に占める割合が減少してきているということがいえよう。

〔註〕(1)小祝等の小倉領を指すものと考えられる。なお、慶応三年十一月に、領内直江村、土屋村、別府村の一部と小祝の交換が、小倉藩との間で成立している(『扇状遺聞』)。

(2)幕府領

(3)島原領

(4)幕府領

(5)「綿替」と思われる。後略部に、「右之通被仰渡り而、其段綿替屋年番中嶋屋幸七呼出御申渡ゆ」とある。

(6)「惣町大帳」弘化四年六月二日